

入札説明書

令和8年2月27日
新潟県教育庁生徒指導課

本入札説明書は、令和8年度 新潟県SNS相談業務の委託に係る一般競争入札について記載したものである。

1 入札に付する業務

- (1) 業務名
令和8年度 新潟県SNS相談業務
- (2) 業務内容
「令和8年度 新潟県SNS相談業務委託仕様書」による
- (3) 業務場所
日本国内において受託者が設置する相談室
- (4) 履行期間
令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 新潟県知事から指名停止措置を受けた者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (7) 本件入札に係る入札説明書等の交付を受けている者であること。
- (8) 入札対象業務委託契約等において、業務に必要とする次の条件を満たしていること。
 - ・ SNS相談等を自治体より委託され、実施した実績を有する者。
 - ・ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格「ISO27001」の認証を取得している者。
- (9) 後記3(1)に定めるところにより、「入札参加申請書兼資格確認書」を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて、確認を受けている者であること。

3 入札者に求められる事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、公告の日から令和8年3月10日（火）まで（土・日曜を除く）の各日の午前9時から午後5時の間に、「入札参加申請書兼資格確認書」（様式1）を後記の場所に持参又は郵送で提出しなければならない。ただし郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

上記期日までに提出書類の提出がされなかった場合は、入札に参加できない。
- (2) 参加資格の確認基準日は上記(1)の書類の提出期限とし、入札者は、記載内容について説明を求められた場合は、これに応ずるものとする。

- (3) 提出書類に基づいて確認審査を行い、入札参加の可否を決定する。審査結果については、令和8年3月13日（金）午後2時から5時までの間に、後記10(5)に問い合わせること。なお、審査の段階において、入札参加申請書兼資格確認書の担当者に質問の連絡をすることがある。

4 入札に関する事項

本業務に係る入札は、上記3(1)の「入札参加申請書兼資格確認書」を提出した者のうち、業務委託担当者が参加資格を有すると認めた者を対象に、一般競争入札として実施する。

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書（様式2）を持参し、提出する。

ただし、代理人が提出する場合は、委任状（様式3）を持参し、代理権について確認を受けること。入札書は封書に入れて密封し、かつ、封皮に氏名及び「1(1)に定める業務名と4(4)入札執行日時」をそれぞれ朱書すること。

イ 本人が作成した入札書を封筒に入れ、表面にアと同様の朱書をしたものを、入札保証金とともに配達証明付の書留郵便にし、外封筒にも「入札書在中」の朱書をし、4(4)に定める日の前日の午後5時までに到着するように郵送する。

なお、書留郵便以外で送付された入札書等は無効とする。

(2) 入札書の名義

入札者（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者は入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。また、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(4) 入札執行の予定日時及び場所

令和8年3月27日（金）午後3時45分 新潟県庁行政庁舎16階 入札室

(5) 入札会場への入場

入札会場には、入札者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。また、入札時刻後は、入札会場に入場することができない。

(6) 代理入札に関する事項

入札執行日に入札に関する行為を代理人にさせようとする場合は、入札会場で委任状を提出しなければならない。

この場合、入札書には、代理人の氏名を記入し、委任状の使用印鑑を押印しなければならない。

(7) 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者の見積もる契約金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の5に相当する金額以上の金額とする。入札保証金は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第41号に定めるところにより、現金（金融機関が振り出

し、又は支払保証した小切手を含む。) で入札書の提出時までには納付すること。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

5 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は「入札参加申請書兼資格確認書」等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 財務規則第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

6 落札者の決定

- (1) 入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) (1)の者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 7に定めるところにより再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者と随意契約の交渉を行うことがある。

7 再入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないでその場で直ちに再入札に付する。なお、再入札は、初度の入札に参加し、開札に立ち会っている者を対象に、1回行う。
- (2) 初度の入札において無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

8 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (2) 契約の条項は、別紙「委託契約書」（案）のとおりとする。
- (3) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」（様式4）を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

なお、「入札参加申請書兼資格確認書」の提出時に当該誓約書を提出済の者は、提出不要とする。

- (4) 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。詳細は県のホームページ（下記アドレス）による。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/1353967278060.html>

9 契約の停止に関する事項

令和8年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合は、契約手続の停止を行うことがある。

10 その他必要な事項

(1) 「入札参加申請書兼資格確認書」等の取扱い

ア 「入札参加申請書兼資格確認書」等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された「入札参加申請書兼資格確認書」等は、返還しない。

ウ 提出された「入札参加申請書兼資格確認書」等は、本件入札に限るものとし、他に使用しない。

(2) 競争加入者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(3) 「新潟県SNS相談対応マニュアル」の送付を希望する場合は、下記に問い合わせる。

(4) 仕様書等に関する質問は、質問書（様式7）により令和8年3月10日（火）午後5時までに、下記(5)に電子メールで提出すること。なお、提出後は必ず確認のため電話すること。

質問に対する回答は、県のホームページに掲載する。

(5) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁生徒指導課 支援・相談班

電話番号 (025) 285-5511 (代表) 内線4004

(025) 280-5793 (直通)

e-mail ngt500090@pref.niigata.lg.jp